

ものづくり企業先端産業参入支援補助金 交付要綱

(通則)

第1条 ものづくり企業先端産業参入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、航空機や宇宙、半導体、洋上風力分野など、高度な技術を要し、かつ今後の需要拡大が期待される産業（以下「先端産業」という。）及びその関連産業へのものづくり分野（製造・建設）における市内企業の参入を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「中小・中堅企業等」とは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、市内に本店を有するもの。

イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合で、市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。

ウ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会で、市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。

エ 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第24項に規定する中堅企業者で、市内に本店を有するもの。

(2) 「製造業」とは、日本標準産業分類(令和5年7月27日総務省告示第256号)における製造業(大分類番号E)及び機械設計業(小分類番号743)をいう。

(3) 「建設業」とは、日本標準産業分類(令和5年7月27日総務省告示第256号)における建設業(大分類番号D)及び土木建築サービス業(小分類番号742)をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 製造業または建設業を営む中小・中堅企業等であること(個人事業主は除く)。

- (2) 国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上の出資を受けている者でないこと。
- (3) 市税を滞納している者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
- (8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者でないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、先端産業及びその関連産業への参入前後において必要な取組であり、かつ以下の各号のいずれかに該当する取組とする。なお、複数の取組を補助対象事業とすることができる。

- (1) 市場調査に係る取組
- (2) 人材育成に係る取組
- (3) 機械設備等の導入に係る取組。なお、導入設備は、さっぽろ連携中枢都市圏内（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町）の製造拠点に導入するものであり、かつ補助対象者が自ら所有し、使用するものであること。
- (4) 認証取得・更新に係る取組。なお、認証を受ける事業所は、さっぽろ連携中枢都市圏内の事業所とし、また、対象となる認証は、J I S Q 9 1 0 0 認証、N a d c a p 認証及びその他市長が認める認証とする。
- (5) 展示会出展に係る取組
- (6) 試験製造に係る取組。ただし、試験製造に係り売上が発生する場合は、補助対象事業とすることができない。

(補助対象経費、補助率及び上限額)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する別表に掲げる経費であって、第7条の規定に基づく実施期間内に支出され、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

2 補助率は2分の1とする。

3 補助金の上限額は100万円として、予算の範囲内で交付する。なお、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。複数の取組が補助対象となる場合においても、補助金の上限額は計100万円とする。

(補助対象事業の実施期間)

第7条 補助対象事業の実施期間は、第9条の規定に基づく交付決定日以降とし、事業終了日は申請のあった年度の3月10日(土日祝日の場合はその前日)までとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、市長に対し、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2)
- (3) 事業実施スケジュール(様式3)
- (4) 収支予算書(様式4)
- (5) 補助対象経費積算書(様式5)
- (6) 宣誓書(様式6)
- (7) その他市長が別に指示する書類

2 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定の通知を受けて行うものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合には、別に定める審査委員会に付議し、その意見を聞いたうえで、補助金の交付決定の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付について決定したときは補助金交付決定通知書(様式7)により、不決定としたときは補助金不交付決定通知書(様式8)により申請者に通知する。

(計画変更の承認等)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式9)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の全部又は一部を中止しようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない場合で、その事業費について 20 パーセント以内の額の変更の場合は、この限りでない。なお、交付の決定を受けていない第 5 条の規定に基づく取組への事業費の流用は認めない。
 - (3) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。
- 2 市長は、前項の申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、その計画変更がやむを得ないものと認めるときは、計画変更等承認通知書（様式 10）により、補助事業者へに通知する。
 - 3 計画の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合には、第 9 条において交付決定した補助金の額は変更しない。
 - 4 計画の変更に伴い、補助対象経費が減額となった場合には、減額後の補助対象経費をもって第 6 条の規定を適用する。

（債権譲渡の禁止）

第 11 条 補助事業者は、第 9 条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全て又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は第 9 条の規定により交付決定を受けた補助事業が完了したとき（第 10 条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から 14 日以内、又は第 7 条に規定する事業実施期間の末日のいずれか早い期日までに、以下に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式 11）
- (2) 補助金精算書（様式 12）
- (3) 補助対象経費内訳書（様式 13）
- (4) その他市長が別に指示する書類

（補助金確定額の通知）

第 13 条 市長は、前条の報告を受けた場合には、当該報告に係る補助事業の実績結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（様式 14）により、補助事業者へに通知する。

- 2 内容の審査の結果、補助対象経費が増額となった場合でも、第 9 条において交付決定した補助金の額は変更しない。
- 3 内容の審査の結果、補助対象経費が減額した場合には、減額後の補助対象経費をもって第 6 条の規定を適用する。

(補助金の交付)

第 14 条 補助金は、前条の規定による通知後、速やかに交付する。

(是正のための措置)

第 15 条 市長は、第 13 条の規定による実績報告の審査又は現地調査等により、補助事業の成果等がこの要綱の内容や交付決定の際に付した条件等に適合しない事実が明らかになった場合には、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を、期限を付して返還させることができる。

- (1) 法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行為があった場合
- (3) 廃業及び倒産等により補助事業の実施が客観的に不可能となった場合
- (4) 前 3 号の規定のほか、市長が補助金の交付について不相当と認める場合

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 17 条 市長が前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令にかかる補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 19 条で定める割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 市長が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、補助金適正化法第 19 条で定める割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については 365 日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 18 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、

まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 19 条 第 17 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

(帳簿及び書類の備付け)

第 20 条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、補助事業の中に第 21 条第 1 項に規定する処分制限財産を有し、同条第 3 項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理し、保管しなければならない。

(財産の管理および処分)

第 21 条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、その取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

3 補助事業者は、処分制限財産について、補助事業の完了の年の翌年から起算して「総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）」で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が 10 年を超える場合は、当該補助事業の完了の年の翌年から起算して 10 年間。以下「処分制限期間」という。）において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(事業成果の公表・普及)

第 22 条 補助事業は、原則として一般に公表することとし、市長が成果普及のための事業等を行うときは、補助事業者はこれに協力するものとする。

(他の助成金との併給調整)

第 23 条 助成事業者がこの要綱における支給事由と同一の事由により、支給要件を満たすこととなる国又は他の地方公共団体が実施する各種助成金（国又は他の地方公共団体が他の団体等に委託して実施するものを含む。）を受給する場合は、この要綱における助成対象経費と国又は地方公共団体（札幌市における他の助成金を含む。）が実施する各種助成金の助成対象経費が重複しない場合について、助成金の併給を受けることができる。

(その他)

第 24 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、産業振興部長が定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 18 日から施行する。

別表（補助対象経費）

取組名	補助対象となる経費区分
(1) 市場調査に係る取組	市場調査に係る委託費
(2) 人材育成に係る取組	研修機関等の受講費、教材費、旅費交通費、講師を招聘して行う研修の講師謝金及び旅費交通費、研修等に必要な資材・機器等の経費、資格取得に要する経費
(3) 機械設備等の導入に係る取組	購入費（運搬費含む）、工事費、設計費
(4) 認証取得・更新に係る取組	コンサルティング経費、申請料、審査料、認証料、翻訳・通訳費
(5) 展示会の出展に係る取組	出展小間料、ブース施工・造作・装飾費（備品等のレンタル費用、電気代含む）、旅費交通費、通訳費（海外展示会に限る）、PR媒体（冊子・動画・パネル・模型等）製作費、展示物等の輸送費
(6) 試験製造に係る取組	原材料・副資材費、治具・工具費、外注加工費、試験（検査）費
<p>なお、以下の経費は補助対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費税及び地方消費税相当分 2 既存設備やシステムの解体・撤去・廃棄・移設に係る経費 3 土地及び建物の購入または借上等に係る経費 4 租税公課、水道光熱費 5 販売・営業に係る経費（試験製造以外の原材料費、接待費など） 6 中古品・車両・事務機器の購入費。ただし、本事業の実施に特化した車両であることを証する場合はこの限りではない。 7 車両の借上費用、高速料金、駐車料金、ガソリン代、タクシー代、グリーン車・ビジネスクラス等の付加料金分、日当、他の助成制度やポイントを利用して支払われた経費 8 食料・食事に係る経費 9 社員及び派遣会社等に支払う人件費 10 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費 11 補助事業者が自社（関連会社を含む）の技術等を調達する場合の経費 12 振込手数料 13 その他市長が不相当と認める経費 	